

定例会議資料	令和 4 年度定期監査の実施結果等について	令和 5 年 4 月 5 日 会 計 課
1 実施期間等 令和 4 年 5 月から同年 10 月までの間、全所属を対象に実施 (原則、令和 3 年度の会計書類全般を対象) 2 重点項目 (1) 適正な会計経理の推進について (2) 所属における「自立」に向けた取組状況等について (3) 捜査費執行に係る指導教養状況等について (4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況等について 3 実施結果 (1) 適正な会計経理の推進について 各所属とも概ね適正に処理されていると認められるものの、必要事項の記載漏れなど形式的な誤りが依然として見受けられ、関係書類との整合性がとれていないものがあり、職員の基本的な事務処理の認識不足やチェックが不十分である所属もあることから、担当者間のチェック機能の強化の必要性が認められた。 (2) 所属における「自立」に向けた取組状況等について ア 日常業務を通じ課員に対して指導・教養を行い、会計業務に精通した職員育成のための取組が見られた。 イ 報告・連絡・相談を徹底することで、業務の進捗状況の把握、速やかな指導を行うなどの取組が見られた。 (3) 捜査費執行に係る指導教養状況等について 各所属とも、捜査費執行に関する基本的手続は理解しており、不適正事案の未然防止や積極的な執行に関する指導・教養が行われていた。 (4) 遺失拾得業務に係る指導教養状況等について 各署とも、署員に対して指導や教養が行われているが、継続して指導・教養を行い、更なる意識向上を図る必要がある。 4 令和 5 年度の実施予定 (1) 重点項目 2 (2) について、能力向上方策を総合的に推進するため、「職員の能力向上に向けた取組状況等について」と表現を改める。 (2) 複雑化する遺失拾得業務等への対応の強化		

定 例 会 議 資 料	損 害 賠 償 請 求 事 件 の 判 決 に つ い て	令和 5 年 4 月 5 日 監 察 課
1 事件名 高知地方裁判所 令和 3 年（ワ）第244号 不存在確認等請求事件 2 提訴日 令和 3 年10月15日（特別送達受領日 令和 4 年 6 月 2 日） 3 当事者 (1) 原告 A (2) 被告 ア 国（代表者 法務大臣） イ 高知県（代表者知事 濱田 省司） 4 事件の概要 原告は、 (1) 過去に自らが監禁致傷等で逮捕された事件に関し、「自由権規約を濫用し、法律による認定処分なく、暴力団員である旨報道させ、社会的評価を低下させた。法律の手続によることなく暴力団員とされ、社会的に不利益となる差別を受けるに至った。」 (2) 過去の自らの交通違反に関する書類について、「自由権規約では、情報にアクセスし、情報を受ける権利が保障されているところ、高知県個人情報保護条例に基づき情報の開示を求めたのに、開示されなかった。」 (3) 国及び高知県は、「逮捕権を自由権規約にとどまるに足りる立法を行う義務」、「所掌する情報のアクセス権を自由権規約の基準で実施する義務」を負っていたにもかかわらず、これを怠り、不当に逮捕抑留される損害、自己の刑事記録に関する情報へアクセスすることができない損害を被った 等として、国及び高知県に対し、それぞれ金10万円等の慰謝料を求める損害賠償を請求したもの。 （当初は損害賠償請求に併せて「自身が暴力団員にある事実はないことの確認を求める」とする確認請求もしていたが、収入印紙の不納付により確認請求は却下。事件名は上記 1 のまま損害賠償請求事件について争うこととなったもの。） 5 判決 (1) 判決日 令和 5 年 3 月14日 (2) 主文 ア 原告の請求をいずれも棄却する。 イ 訴訟費用は原告の負担とする。		